

令和5年 6月25日

町内会長各位

白老町町長 大塩 英男

町内会宛て文書班回覧のお願いについて

貴町内会におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より生活環境行政の運営には格別のご理解ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

この度「白老町消費者被害防止ネットワークだより第85号」を作成いたしました。班回覧で各世帯へのご周知いただき被害防止にお役立てくださいますようお願い申し上げます。

白老町消費者被害防止ネットワーク事務局

白老町役場生活環境課町民生活G

白老町消費生活センター

TEL 0144-82-2265

白老町消費者被害防止ネットワークだより第85号

消費者被害防止情報

消費者被害情報 No.85.2023年6月
発行：白老町消費者被害防止
ネットワーク事務局
白老町消費生活センター
〒059-0995
白老町大町1丁目1-1 (役場生活環境課内)
TEL.0144-82-2265 / FAX.0144-82-4391

道内で！高額詐欺被害が相次いでいます！

「宝くじに当選した!？」というメール

スマホに「3億円の宝くじに当選した!」とメールがあり、返信すると当選金の受け取りには手数料が必要としてコンビニで電子マネーの購入を指示された。

数回にわたって電子マネーを購入し数百万円の被害が確認されています。

「宝くじに当選」として手数料を請求されたら詐欺を疑ってください!



NTT ファイナンスをかたる架空請求

「電話の自動音声ガイダンス」や「SMS」で「未納料金がある」と連絡を求められ、連絡をすると支払いを求められたり、個人情報聞き取られたりするケースが多数確認されています。



NTT ファイナンスでは自動音声ガイダンスによる契約状況についてや回線利用停止通知は行っていません! すぐに電話を切ってください!

SMSでの接触もしていません! SMS記載のURLは触らない! 電話番号へは連絡しないようにしましょう!



コンビニで電子マネーを購入とは?

支払い方法としてコンビニなどで電子マネーを購入し、裏面の番号を教えるよう指示されるケースが多発しています。

カードをレジに持って行き支払いをする → 裏面の一部を削り番号を確認
→ 相手に番号を伝える → 番号がわかれば相手側で使える

カードが手元に残っていても相手が番号を入力し使ってしまうとカードの価値は無くなります。

詐欺の手口でよく使われる方法です

お金を請求されたら...

- お金を請求する「訪問」「電話」「メール」などの接触は疑って下さい!
- 「電子マネーの購入」「レターパックや郵便で現金を送る」など指示されたら疑って下さい!

本当に必要な支払いですか? すぐに支払わず! 必ず周囲に相談しましょう!

ロマンス投資詐欺

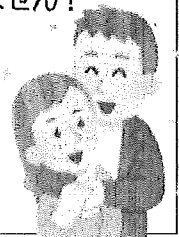
- ① SNS で知り合った外国人を名乗る相手からデジタル通貨の投資話を持ち掛けられ「取引が学習できる」というアプリをダウンロードを指示された
- ② 本人からアプリ問合わせ先にメールをすると、担当者を名乗る人物から数万円の振り込みを指示された
- ③ 入金すると自分の口座へ配当金名目の金銭が入金されたため信用した

数回にわたり合計2280万円を振り込みましたが、配当がなく、本人から警察に相談し被害が確認されました。

SNS で知り合った相手は実態がつかめません!

簡単に信用するのは大変危険です。

お金に関する話を持ち掛けられたら
要注意です!



「何故だまされてしまうの?」と思っていませんか?
紹介された事例を聞くとつい「なぜだまされたのか」「こんな事も見破れなかったから詐欺にあうのだ」と思いがちですが、実際に自分が詐欺の被害にあう時には、事前に情報がありませんから、これから何が起るのか予測するのは案外難しいものです。
人の脳は「物事の結果を知っていると、それが予測可能だった」と錯覚する傾向があるそうです。
それを常に念頭に置き、当事者意識を持って考えることが大切です。

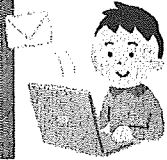
特定商取引法改正！書面の電子交付が可能に！



①訪問販売	②電話勧誘販売	③連鎖販売取引（マルチ商法）
④訪問購入	⑤業務提供誘引販売（内職商法）	⑥特定継続的役務提供（エステ、学習塾など）

これらの取引について、消費者は書面交付日を1日目として8日間（③⑤は20日間）は無条件で解約が出来ます（クーリング・オフ）これまで「紙」による書面交付が義務づけられていましたが、R5年6月1日、法改正により「消費者の明確な承諾」を条件に電子交付が可能になりました。

電子交付は書面の交付に代わるものなので承諾手続きに不備があれば事業者には罰則があるばかりでなく、クーリング・オフ期間の進行にも影響されます。



今後は「メール」「事業者のWebサイト」「USBやDVDなどの記録媒体」など書面の他の選択肢が増えますが、どのような形で受け取るにしても大切な書面です！受け取った後は必ず内容をよく読んで確認し、不明な点は問い合わせ、解約の場合は早急に申し出をしましょう！
できるだけ書面でもらしましょう！

電子書面で交付された場合もすぐに確認できるように印刷し、紙での保存をお勧めします。

書面に記載を求められる事項

- ① 商品（権利、役務）の種類
- ② 販売価格（役務の対価）
- ③ 代金（対価）の支払い時期及び方法
- ④ 商品の引渡時期（権利の移転時期、役務の提供時期）
- ⑤ 契約の申込み撤回（契約の解除）に関する事項（クーリング・オフ）
- ⑥ 事業者の氏名（名称）、住所、電話番号、法人であれば代表者の氏名
- ⑦ 申込み（契約）の締結を担当したものの氏名
- ⑧ 申込み（契約）の締結の年月日
- ⑨ 商品名及び商品の商標又は製造者名
- ⑩ 商品の型式
- ⑪ 商品の数量
- ⑫ 商品が契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容
- ⑬ 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
- ⑭ その他特約があるときは、その内容

このほか、書面をよく読むべきことを赤枠の中で赤字で記載
※クーリング・オフの事項についても赤枠に赤字で記載。書面の字の大きさは8ポイント以上の大きさが必要

固定電話が使えなくなるという勧誘
来年、「N」東西の固定電話が設備の老朽化に伴い、従来の通信網からIP網に変更になりますが利用者側での手続きや工事は一切不要です
何もしなくても今まで通りに使えます！
（※一部終了するサービスはあります。事業者に確認して下さい）
工事や手続きが必要という勧誘にご注意下さい

訪問販売お断りステッカーを無料で配布します！

～突然の訪問勧誘対策としてご活用下さい～

北海道消費生活条例ではステッカーを断りの意思表示とみなし、掲示しているお宅への訪問勧誘を禁止しています。地域で掲示することで業者への抑止効果も期待できると思われることから今年度、町内会を通じ配布の依頼をしています。

個別対応も可能です、ご連絡下さい。

■ 問合せ ☎ 82-2265

迷惑電話防止対策について

電話をきっかけとした消費者トラブルや詐欺被害が多発しています。電話機への対策！考えてみませんか？

迷惑電話対策例

通信事業者のサービスを利用

- *番号表示機能を利用 ⇒ ナンバーディスプレイ
- *非通知拒否設定 ⇒ ナンバーリクエスト
- *迷惑電話お断りサービス ⇒ 迷惑電話を受けた直後に登録すると「お受けできません」というメッセージが流れる
- *特殊詐欺対策サービス ⇒ 電話に取り付けた専用端末で通話を録音、録音データを解析、特殊詐欺解析サーバーで解析し疑わしい場合に本人や家族に通知する

電話機で！

- *通話録音機能 ⇒ 相手は録音を嫌がります
- *切電のきっかけとしてチャイム音などを流す機能
- *ボイスチェンジ機能

など



《 相談窓口 》

● 白老町消費生活センター ☎ 82-2265（白老町役場内）

《土・日・祝日・夜間の相談先は？》

● 消費者ホットライン ☎ 188 10時～16時・年末年始除く

● 警察相談専用窓口 ☎ #9110 毎日24時間受付

